

公立大学法人島根県立大学への職員の引継ぎに関する条例

公立大学法人島根県立大学に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項に規定する条例で定める内部組織は、島根県立短期大学条例及び島根県立大学条例を廃止する条例（平成18年島根県条例第49号。以下「廃止条例」という。）による廃止前の島根県立大学条例（平成11年島根県条例第54号）第2条の規定により設置された島根県立大学（事務局を除く。）並びに廃止条例による廃止前の島根県立短期大学条例（昭和39年島根県条例第1号）第2条の規定により設置された島根県立島根女子短期大学（事務局及び図書館を除く。）及び島根県立看護短期大学（事務局及び図書館を除く。）とする。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。